平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号 九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準 備 書 面 (16)

2016年(平成28年)9月27日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士			服	部		弘	昭
	同	弁護士	李		博		盛
	同	弁護士	後	藤		富	和
	司	弁護士	中	原		昌	孝
	司	弁護士	安	元		隆	治
	同	弁護士	江	上		裕	之
	司	弁護士	Ш	上		武	志
	同	弁護士	祖	父	江	弘	美
	同	弁護士	金	敏 上			寛
	同	弁護士	池				遊
	同	弁護士	服	部		貴	明
	司	弁護士	柴	田		裕	之
	同	弁護士	石	井		衆	介
	同	弁護士	清	田		美	喜

 同 弁護士 尾 崎 英 司

 同 弁護士 朴 憲 浩

 他49名

第1 はじめに

多くの心ある日本人は、第2次安倍自公連立政権がこの無償化事件で日本国憲法の破壊行為に着手したと感じている。安倍政権は、立憲主義を否定する自民党憲法草案に沿って日本国憲法を改悪するためには、まずは、外国人から、特に少数者の在日朝鮮人の人権から破壊しろというのが、安倍政権の意図であり、本件の背景である。

すでに原告側の準備書面で主張しているところであるが、子どもの権利条約 28条1項(b)中等教育の無償化条項には、国籍条項は存在しない。社会権 規約13条2項(c)中等教育の無償化条項にも、国籍条項は存在しない。そ して、無償化法それ自体にも、国籍条項は一切存在しない。

被告は、規程13条等に基づいて、九州朝鮮高校を不指定としたと主張する。 しかし、規程13条は、基本的人権を制限できる法規範たり得ると言えるのだろうか。規程は、文部科学大臣が制定する決定に過ぎないものであり、国会の制定する法律ではなく、内閣が定める政令でもなく、文部科学省が定める省令ですらない。省令のさらに下位に位置付けられた法規に過ぎない。そのような規程で日本国憲法がすべての高校生に保障する教育を受ける権利、無償化法が定めた中等教育の無償化の権利を制限することは許されない。そのことは、人権差別撤廃条約にも反することである。

法律で、外国人への人権を制限することを人権差別撤廃条約は認めているが、

逆に言えば、法律以外のたかだか文部科学大臣の定める規程で制限することを禁止している。本来ならば、無償化法を改悪して、国籍条項を設けるべきであった。しかし、それでは世界中に安倍自公連立政権の差別体質を公然とさらすことになるので、実行できなかったのであろう。そこで、規程13条を駆使して、本件差別を実行したのである。

裁判所には、規程13条の法的根拠が何であるかを思い返していただきたい。 無償化法第2条5号は、各種学校について、高等学校の課程に類する課程を 置くものとして文部科学省令で定めるものと定めている。つまり、無償化法は、 「高等学校の課程に類する課程を置くもの」か否かについて、その基準等を文 部科学省令に委任した。そして、文部科学省令は、更に、これを文部科学大臣 の定めに再委任した。この再委任を受けた文部科学大臣の定めが規程である。 繰り返すが、無償化法の委任事項は、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」 という要件の定立である。

ところが、規程13条は、債権の弁済への確実な充当など法令に基づく適正な学校運営を求めている。しかし、無償化法では、債権の弁済を定める条項は、第8条である。つまり、規程13条は、無償化法第2条5号の委任事項ではない。その結果、規程13条は、憲法41条及び憲法73条6号違反と言わざるを得ない。そして、規程13条は、高等学校、高等専門学校はもとより専修学校、及び他の各種学校の根拠となる学校教育法及び私立学校法が定める要件をさらに過重した要件を設定したことになっている。これこそ差別である。

このように、安倍自公連立政権による本件への対応は法的にもずさん極まり ないものであり、それ故に、安倍政権の差別意識を如実に示すものである。 裁判所に対しては、安倍政権の差別政策を厳しく断罪されるように強く要望 するものである。

第2 被告の主張は無償化法の理解を誤っていること

1 被告の主張

被告国は、「就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われることが確認できる体制等が整っていることが当然の要件になる」と主張(被告第1準備書面31頁)し、九州朝鮮高校が、文部科学省大臣が定めた規程13条の「法令に基づく学校の運営を適正」に行えると認めるに至らなかったから本件不指定処分は適法であると主張する。

しかしながら、無償化法を正確に理解すれば、上記被告の主張は不合理であることが明らかとなる。

以下、詳述する。

2 無償化法について

(1) 無償化法の仕組み

無償化法は、まず教育の機会均等に寄与する目的から(1条)、生徒に就学支援金を支給するが(4条)、具体的な支給方法は、高等学校等(6条)の設置者が受給権者(生徒)に代わって就学支援金を受け取り生徒の授業料に充てる(8条)という仕組みを採用している。

そして、無償化法は、不正手段で就学支援金の支給を受けた者には、都道府県知事が、国税徴収の例によりその額を徴収できると定めている(11条)。また、無償化法は、都道府県知事が学校の設置者等に報告書その他の文書の提出や提示を命じる権限と県の職員による質問権限を与えている(17条)。

そして、就学支援金を不正受給した者に対しては3年以下の懲役か100万円以下の罰金を課し、また、文書提出命令に違反したり質問に虚偽の回答をした学校の設置者やその職員には30万円の罰金を課すことにしている(20条)。

(2) 就学支援金の法定充当

無償化法の仕組みで重要な点は、第1に、学校の設置者が生徒に代わり就 学支援金を受領すると同時に、学校が生徒から授業料を受け取ったことにな るという点である(8条)。これは法定充当である。

このことから、無償化法は、学校の設置者が就学支援金を受け取るという 第1段階、その後に学校の設置者が生徒の授業料に就学支援金を充当するか 否かを決する第2段階とに分けていないことは明らかである。

よって、無償化法は、学校の設置者による就学支援金の横領、あるいは第 三者への流用などという事態を全く想定していないのである。

学校が就学支援金を授業料に充当した上で、更に、生徒から二重に授業料を徴収することは無償化法によって許されない。それ故に、私立学校にせよ各種学校である九州朝鮮高校にせよ、学校が就学支援金を学校運営に使わずに学外に流用し、さらに、生徒から授業料を徴収しないで学校運営をすることは不可能である。

(3) 無償化法17条の制度設計

上述したことから明らかなように、無償化法17条が想定している事態は、 就学支援金を法定充当して授業料の軽減がされたのにもかかわらず、学校の 設置者が施設設備費、教材費、給食費、学校外活動費などの授業料以外の費 目を増額して実質的に授業料の二重取りを防止することである。

仮に、就学支援金を受け取っておきながら、学校が授業料以外の費目を増額して、実質的に授業料を二重取りしたならば保護者から抗議にとどまらず、 監督官庁からの指摘がなされるであろう。

無償化法は、そうした事態が発生したならば、事後的に監督官庁である都道府県知事が文書提出命令や質問権限を行使して、監督指導をすれば足りると考えて制度設計をしているのである。

(4) 就学支援金の不充当に対する処分権限の不存在

法定充当と関連して重要な点は、第2に、監督官庁である都道府県知事には無償化法によって学校の設置者に対する文書提出命令権等が定められている(17条)が、それ以上の権限を与えられていない点である。

無償化法は、学校による就学支援金の流用や不正な取り扱いに対して、事後的な学校の設置者等に対する指定の取り消しなどの処分権限を全く認めていない。ましてや、無償化法は、学校による就学支援金の流用や不正な取り扱いに対して、被告国に事前の指定拒否を認める権限を定めていない。

3 小括

被告国の、「就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われることが確認できる体制等が整っていることが当然の要件になる」との主張は、無償化法を逸脱した暴論であると言わざるを得ないものである。

第3 法定充当違反の主張

1 被告国の主張

被告国の主張の誤りは、無償化法の第1の重要な点、つまり、就学支援金の 法定充当の点を無視していることである。 被告国は、「就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われることが確認できる体制等が整っていることが当然の要件になる」と主張している(被告第1準備書面31頁)。

2 被告国の主張の誤り

しかし、この被告国の主張の仕組みには誤魔化しがある。つまり、被告国の主張では、第1段階として、学校の設置者が都道府県知事から就学支援金を受領すること、つまり、学校の銀行口座に振り込み入金されることがあって、第2段階として、学校の設置者が振り込まれた就学支援金を銀行口座から引き出して生徒たちに対する授業料債権に充当するという行為を行う必要があると言っているのである。ところで、就学支援金は、無償化法によって授業料に当てることが決まっているのだから、学校が受け取ればそれは都道府県知事が生徒の代わりに授業料を支払ったことになる。つまり、第1段階と第2段階が同時に完了するのである。もっと言えば、第1段階のみでよく、第2段階は不要なのである。

被告国の主張によれば、次のような不自然なことが発生する。例えば、学校が、就学支援金の振り込まれる銀行口座と授業料の振り込まれる銀行口座を別々の銀行に開設していたとしよう。そして、学校が、就学支援金が振り込まれた銀行口座から金を引き出して、授業料専用の銀行に持っていく途中で強盗にあって就学支援金を盗まれたと仮定しよう。その場合に、学校は就学支援金を受領したけれど、授業料に充当する前に強盗にあって盗られたから、授業料を未だ受け取っていないと言い放って、生徒に授業料の支払いを請求できるだろうか。そのような馬鹿なことは許されないことは明らかである。しかし、被告国の主張は、この様な馬鹿げた主張なのである。企業会計や個人の会計でなくとも、学校の会計においては、就学支援金が生徒の授業料に代わるものであれば、学校が生徒の授業料に代わるものとして就学支援金を受領すればそれは

直ちに授業料を受け取ったことになるのである。「充当されたことを確認」するまでもないのである。つまり、被告国の主張のように、第2段階である「就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われること」など全く不要であり、そのようなことを無償化法は全く想定していないのである。無償化法が第2段階を定めていないのに、被告国が第2段階が必要だと主張することは許されない。当然のことながら、被告国の主張は、無償化法に違反する違法な主張である。

3 被告国の主張のカラクリ

それでは、被告国は、何故、無償化法では全く不要とされている第2段階の「就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われること」などという主張を、敢えて主張するのだろうか。結論から言えば、不指定処分をする理屈を作り出すために必要不可欠なロジックなのである。つまり、その後ろに続く「確認できる体制等が整っていることが当然の要件になる」と言う主張部分を導き出すためにどうしても必要な理屈なのである。

それでは、無償化法が、(充当が行われることが)「確認できる体制等が整っていること」を要求しているのかを検討してみる。まず、被告国は、「確認できる体制等が整っていること」が「当然の要件になる」と主張する。「当然の要件になる」というのであるからには、「確認できる体制等が整っていること」という要件が無償化法に要件として規定されている必要がある。しかし、答えは否である。

無償化法は、第1条から第20条までの全条文が、「第一章 総則」、「第二章 公立高等学校に係る授業料の不徴収」、「第三章 高等学校等就学支援金の支給」、「第四章 雑則」の4章に分類されて規定されている。しかし、無償化法には、学校の「体制」について規定している条文は全くない。むしろ、無償化法は、無償化法の適用対象となる高等学校等については、学校教育法の「専修学校及

び各種学校」を対象とすることを明記している(5条1項5号)。そして、各種学校である九州朝鮮高校について定める学校教育法第134条には、被告国が主張するような学校の「体制」を定めた条文の準用は存在しない。

ちなみに、学校教育法第134条の引用する同法の各条文は、次のことを定める条文である。同法第4条1項前段は、設置認可等を定める。同法第5条は、学校設置者の学校経費負担を定める。同法第6条は、授業料徴収権を定める。同法第7条は、校長と相当数の教員の配置を定める。同法第9条は、校長と教員の欠格事由を定める。同法第10条は、校長の定めと都道府県知事への届出を定める。同法第11条は、懲戒権と体罰の禁止を定める。同法第13条1項は、学校閉鎖命令の事由を定め、1号は「法令の規定に故意に違反したとき」、2号は「法令の規定によりその者がした命令に違反したとき」、3号は「6ヶ月以上授業を行わなかったとき」を定める。同法第42条ないし第44条は小学校相当の学校に関する規定であるから九州朝鮮高校には適用されない。

このように検討すると、被告国の主張は、無償化法にも各種学校について定める学校教育法にも全く根拠のないものであることが明らかである。

第4 規程第13条の憲法違反

1 被告国の主張

被告国は、九州朝鮮高校が文部科学省大臣が定めた規程13条の「法令に基づく学校の運営を適正」に行えると認めるに至らなかったから本件不指定処分は適法であると主張する。

2 本件規程について

無償化法第2条1項5号では、各種学校のうち、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」を就学支援金の支給対象となる高等学校等に該当すると定めている。

すなわち、無償化法は、文部科学省令に、「高等学校の課程に類する課程を置

くもの」という条文の具体的な内容を定めることを委任した。この委任に基づき、本件省令(無償化法施行規則)が制定され、各種学校のうち、ハ号として、「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」という再委任の条項が定められた。これを受けて、文部科学大臣は、無償化法施行規則第条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程(本件規程)を定めた。

3 憲法第41条・同法第73条6号と規程第13条の関係

(1) 法律と政令や省令の関係

日本国憲法第41条は、国会を唯一の立法機関と定めている。また、憲法第73条6号は、「法律の規定を実施するために」内閣が政令を制定することを認めている。これを執行命令と言う。

これとは別に、法律の委任または授権に基づく政令、すなわち委任命令的性質をもつ政令については、憲法は、正面から規定を設けていない。しかし、憲法解釈としては、法律の委任による委任命令は合憲と解されている。法律の委任とは、法律がその所管事項を定める権能を命令に委任することをいい、委任を受けた命令は、委任の限度内で、法律事項を規定することができる。委任命令は、法律で規定する一つの特別の仕方であり、法律に基づくものであるから、性質上直ちに憲法に違反するとは言えないと解されている。

しかしながら、法律の委任がない命令は、独立命令と言って、国会の唯一の立法機関としての地位を犯すものであるから、日本国憲法では認められていない。また、法律に代わる規定を設けることのできる代行命令も、日本国憲法では認められていない。

(2) 無償化法と本件省令の関係

ア 無償化法が政令に委任している事項は、①同法第3条第2項の「公立高等学校基礎授業料月額等」、②同法第4条第3項の「私立高等高校等に在籍

した期間の計算の特例」、③同法6条第1項の「支給限度額」、④同法第6条第2項の「支給限度額の加算と保護者等」、⑤同法第9条第1項の「就学支援金の支給の停止」の5つの事項である。この政令委任事項はいずれも就学支援金の算出などに係る事項である。この委任によって制定された委任命令が、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(甲2)である。

イ 他方、無償化法が、直接の下位法規である内閣の制定する政令を飛び越 えて更に下位の法規に過ぎない文部科学省令に委任している事項は、①同 法第2条第1項第5号の「専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に 類する課程を置くもの」、②同法第5条の「生徒の受給資格の認定」、③同 法第6条第1項の「授業料の月額等」、④同法第7条第4項の「就学支援金 の支払の時期その他就学支援金の支給に関し必要な事項」、⑤同法第9条第 1項の「就学支援金の支給の停止の申出の様式」、⑥同法第19条の「施行 規則事項」の6つの事項である。

無償化法によるこの規則委任は、全て就学支援金の根幹に関する事項以外の事項である。①の事項は、教育に関する専門的要件の設定であるから内閣に委任するよりも更に高度の専門性を有する文部科学省令に委任した方が客観的かつ専門的に適切な要件を制定できると判断された事項である。②の事項は、生徒による申請手続きの細目的手続きに関する事項である。③の事項は、授業料の月額の算定方法についての細目的事項である。④の事項は、支払時期に関する細目的事項である。⑤の事項は、生徒が休学などで受給資格を失った場合の申出に関する手続的事項である。⑥の事項は、執行命令に関する事項である。

ウ また、文部科学省令(本件省令)は、無償化法第2条第1項第5号の委任を受けて、専修学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとし

て、「専修学校の高等課程」を定めた(施行規則第1条第1項1号)。次に、 文部科学省令は、同じく、各種学校たる外国人学校のうち高等学校の課程 に類する課程を置くものとして、「イ.当該外国の高等学校の課程と同等の 課程を有すると位置付けられたもの」、「ロ.その教育活動等について文部科 学大臣が指定する団体の認定を受けたもの」を定めた(施行規則第1条第 1項2号イ. ロ)。

エ さらに、文部科学省令は、各種学校のうちイ及びロ以外で、「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるもの」と規定するにとどめて、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」との要件の基準と手続を、さらに下位の法令である文部科学大臣決定に再委任した(施行規則第1条第1項2号ハ)。

このようにして文部科学大臣によって決定された本件規程(甲4)は、 無償化法第2条第1項5号の委任により定められた施行規則(本件省令) の再委任によって「高等学校の課程に類する課程を置くもの」との要件の 具体的な基準を定める事だけを法律事項として制定することが許されて いるにすぎない。これに基づき、被告国の文部科学大臣は、施行規則の再 委任を受けて、施行規則第1条第1項第2号ハの規定による指定の基準及 び手続等を定めた規程を制定した(甲4)。

オ 本件規程(甲4)は、第1条から第19条までが3章に分けられて構成されていて、第1章は総則、第2章は「指定の基準」、第3章は「指定の手続等」となっている。そして、被告の文部科学大臣は、施行規則第1条第1項第1号に定められた「専修学校の高等課程」にならって「指定の基準」とすることにした。その結果、被告の文部科学大臣は、専修学校に関する根拠法である学校教育法第124条ないし第133条に倣って、規程の第2章の「指定の基準」の第2条ないし第12条までを制定した。具体的に

は、規程第2条「修業年限」は学校教育法第124条等の修学年限を倣ったものであり、規程第3条「授業時数」は学校教育法第124条の授業時数を倣ったものであり、規程第4条の「同時に授業を行う生徒」は学校教育法第124条及び同法第128条の生徒数を参考にしたものであり、規程第5条の「授業科目」は学校教育法第125条の高等課程の定めに倣ったものであり、規程第6条の「教員数」は学校教育法第128条及び同法第129条の教員の数の定めに倣ったものであり、規程第7条の「教員の資格」は学校教育法第129条第3項の教員の専門的な知識又は技能の定めに倣ったものであり、規程第8条の「校地等」は学校教育法第128条の校地及び環境と施設の定めに倣ったものであり、規程第10条の「校舎の面積」は学校教育法第128条の校舎の面積の定めに倣ったものであり、規程第11条の「設備」は学校教育法第128の設備の定めに倣ったものであり、規程第11条の「設備」は学校教育法第128の設備の定めに倣ったものであり、規程第12条の「情報の提供等」は学校教育法第134条第2項で準用する同法第42条及び第43条等と私立学校法第64条第5項に基づく規定である。

カ ところが、規程第13条の「適正な学校運営」という要件は、学校教育 法の専修学校に関する条項には同様の要件を定めた規定は存在しないし、 また、私立学校法にも同様の要件を定めた規定はない。更に、各種学校た る外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして、「イ. 当該外国の高等学校の課程と同等の課程を有すると位置付けられたもの」、 「ロ.その教育活動等について文部科学大臣が指定する団体の認定を受け たもの」(施行規則第1条第1項2号イ.ロ)にも、規程第13条と同様の 規程は存在しない。

つまり、規程第13条は施行規則第1条第1項2号ハの外国人学校にの み特別に加重された要件であると言わざるを得ないものである。規程第1 3条は、これによって原告らの教育の機会均等の基本的人権を他の外国人学校の生徒や専修学校の生徒、あるいは、私立学校の生徒に比較してより強く制限する差別的な規程となっている。規程第13条は、その存在自体が九州朝鮮高校の生徒を、無償化法の適用対象とされ得るその他の学校の生徒、つまり、私立学校の生徒や専修学校の生徒のみならず、各種学校たる外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして、イ・当該外国の高等学校の課程と同等の課程を有すると位置付けられたもの、ロ.その教育活動等について文部科学大臣が指定する団体の認定を受けた外国人学校(施行規則第1条第1項2号イ・ロ)の生徒との間で比較しても、不合理な差別を課すものであって、憲法第14条及び国際人権規約A規約第2条第2項に違反し、人種差別撤廃条約第1条第2項に違反する規程であり、無効である。この様な過重な要件を法律ではなく再委任規定にすぎない規程13条で定めることは、憲法第41条・同法73条6号に違反し違憲無効である。

- キ しかも、規程第13条の「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の 弁済への確実な充当」との規程部分は、就学支援金に関する条項であって 無償化法第8条に関係する規程である。しかし、前述の通り、無償化法第 8条は、立法事項を下位の法令に委任していない。それ故に、規程第13 条の「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当」 との規程文言は、無償化法による具体的な委任がないのにも関わらず文部 科学大臣が独断で制定した規程と言うべきであり、日本国憲法第41条が 禁止する独立命令に該当するものであって憲法第41条に違反する違憲無 効の規程である。
- ク また、無償化法第2条第5号の「高等学校等の課程に類する課程を置く もの」の「課程」とは、学校教育法第25条(幼稚園の教育課程)、同法第

33条(小学校の教育課程)、同法第48条(中学校の教育課程)、同法第52条(高等学校の学科及び教育課程)、同法第66条(中等教育の過程)で言うところの教育課程を意味するものと解するべきである。ちなみに、被告国が定める学習指導要領は、学校教育法施行規則に根拠をおくものである。そして、九州朝鮮高校などの外国人学校である各種学校については、学校教育法第52条(高等学校の学科及び教育課程)に準ずるべきものである。

そのように解するならば、無償化法第2条第5号の「高等学校等の課程に類する課程を置くもの」の「課程」を逸脱した規程第13条は無償化法第2条第5号に違反した違法なものと言わざるをえないものである。

第5 結論

規程第13条に定められた事項が、無償化法の委任の範囲を逸脱しているために、規程第13条が無償化法に違反して違法無効であるばかりか、憲法第41条及び憲法第76条6号に違反して違憲無効な決定であるから、これに基づいた本件処分は違法無効及び違憲無効であると言わざるを得ない。

以上